

様式第 1 号（3）（第 2 条関係）

身体障害者診断書・意見書（肢 体 不 自 由 用）

総括表

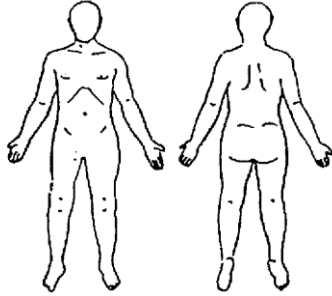
氏 名	年 月 日生	男・女						
住 所								
① 障害名（部位を明記）								
② 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自然災害 疾病、先天性、その他（ ）						
③ 疾病・外傷発生年月日 年 月 日 ・ 場所								
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）								
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日								
⑤ 総合所見 〔 軽度化による将来再認定 要 ・ 不要 〕 〔 再 認 定 の 時 期 年 月 月 後 ） 〕								
⑥ その他参考となる合併症状								
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名								
身体障害者福祉法第 1 5 条第 3 項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する （ 級相当） 内訳 ・該当しない <table border="1"> <tr> <td>上肢</td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>下肢</td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>体幹</td> <td>級</td> </tr> </table>			上肢	級	下肢	級	体幹	級
上肢	級							
下肢	級							
体幹	級							
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、埼玉県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。								

肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見記入）

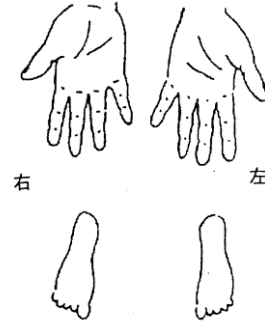
- 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性まひ・痙攣性まひ・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
- 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 排尿・排便機能障害：なし・あり
- 形態異常：なし・脳・脊髄・四肢・その他

参考図示



×変形 ■切離断 ▨感覚障害 ▤運動障害

（注）関係ない部分は記入不要



右		左
	上肢長cm	
	下肢長cm	
	上腕周径cm	
	前腕周径cm	
	大腿周径cm	
	下腿周径cm	
	握力kg	

- 歩行能力の程度（ m）
- 起立位（ 分）※補装具等を使用しない状態
- 座位（可・不可）
- 動作・活動 自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—×、（ ）の中のものを使う時はそれに○

寝返りする	シャツを着て脱ぐ	
足を投げ出して座る	ズボンをはいて脱ぐ（自助具）	
いすに腰掛ける	ブラシで歯を磨く（自助具）	
立つ （手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具）	顔を洗いタオルでふく	
家の中の移動 （壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす）	タオルを絞る	
洋式便器に座る	背中を洗う	
排せつの後始末をする	二階まで階段を上って下りる （手すり、つえ、松葉づえ）	
（はしで）食事をする（スプーン、自助具）	屋外を移動する（家の周辺程度） （つえ、松葉づえ、車いす）	
コップで水を飲む	公共の乗り物を利用する	

〔注：身体障害者福祉法の等級は機能障害（impairment）のレベルで認定されますので（ ）の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。〕

付記事項

- 肋骨切除本数 本
第1肋骨を（含む、含まない）

注1 上下肢の欠損の場合は、欠損部が上腕、前腕、大腿又は下腿のそれぞれ1／2以上であるか否かを明記すること。

2 指の欠損の場合は、各指骨間関節（IP、PIP、DIP）の残存の有無を明記すること。

3 上記6．7．8の部分については、補装具、つえ等を使用しない状態で記入すること。

計測法：

上肢長：肩峰→橈骨茎状突起

前腕周径：最大周径

下肢長：上前腸骨棘（脛骨）内果

大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径（小児等の場合は別記）

上腕周径：最大周径

下腿周径：最大周径

関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT)				(この表は必要な部分を記入)	
筋力テスト()	関節可動域	筋力テスト()	関節可動域	筋力テスト()	筋力テスト()
()前屈		後屈()頸()左屈		右屈()	
()前屈		後屈()体幹()左屈		右屈()	
右			左		
()屈曲		伸展() ()伸展		屈曲()	
()外転		内転()肩()内転		外転()	
()外旋		内旋() ()内旋		外旋()	
()屈曲		伸展()肘()伸展		屈曲()	
()回外		回内()前腕()回内		回外()	
()掌屈		背屈()手()背屈		掌屈()	
()屈曲		伸展()中指節()伸展		屈曲()	
()屈曲		伸展()示指節()伸展		屈曲()	
()屈曲		伸展()中環()伸展		屈曲()	
()屈曲		伸展()小環()伸展		屈曲()	
()屈曲		伸展()小指()伸展		屈曲()	
()屈曲		伸展()近位指節(PIP)()伸展		屈曲()	
()屈曲		伸展()中位指節(MIP)()伸展		屈曲()	
()屈曲		伸展()遠位指節(DIP)()伸展		屈曲()	
()屈曲		伸展()小指()伸展		屈曲()	
()屈曲		伸展()小指()伸展		屈曲()	
()屈曲		伸展() ()伸展		屈曲()	
()外転		内転()股()内転		外転()	
()外旋		内旋() ()内旋		外旋()	
()屈曲		伸展()膝(ひざ)()伸展		屈曲()	
()底屈		背屈()足()背屈		底屈()	

備 考

注

- 関節可動域は、他動的な可動域を原則とする。
- 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 関節可動域の図示は のように両端に太線を引き、その間に矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線(〽)を引く。
- 筋力については、表()内に×△○印を記入する。
×印は、筋力が消失又は著減(筋力0、1、2該当)

△印は、筋力半減(筋力3該当)
○印は、筋力正常又はやや減(筋力4、5該当)

5 (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。
6 DIPその他手の対立内外転等の表示は必要に応じ参考欄を用いる。
7 図中に塗りつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示 屈曲【△】